

PwC Legal Insight (No.04/2021)

COVID-19 感染拡大下の年次株主総会の開催

および監査報告書の提出

Issued Date: 07 May 2021

COVID-19の感染拡大を受け、年次株主総会の開催および監査報告書の提出に関し、DBDより2つの告示が発表されました。

COVID-19の感染拡大を抑制するため、県知事により規制措置が行われた結果、多くの企業が毎年この時期に行う定期的な活動、特に年次株主総会(以下、「AGM」)の開催とタイ商務省事業開発局(以下、「DBD」)へ年次監査済報告書を提出するのに、多大な影響が出ています。

これを受け、DBDは2つの通知を発行しています。1つ目は、政府発令によるCOVID-19の規制の影響で活動が制限されている地域に所在する非公開会社および公開会社、その他法人が年次株主総会の開催と関連書類提出の期限を延長するよう支援すると発表したことと、2つ目は、外国企業に対する報告書提出の期限を延長することです。

重要な締め切り

2021年4月26日付DBD告示(非公開/公開会社向け)

本通知では、以下の期限が設定されています。

1. AGMを開催する最終期限日は、当初予定されていた日付から1か月後の2021年5月26日から2021年5月31日の間まで、延長可能と認めました。ただし、適用には以下の条件が求められます。
 - 2020年12月31日に終了する会計期間である。
 - AGMは当初、2021年4月26日から2021年4月30日の間に開催される予定であり、招集通知などの関連文書が存在する。
2. 株主名簿(BOJ5)を提出する最終期限日は、実際のAGMの日から14日以内である、2021年6月14日です。
3. 監査済みの財務諸表を提出する最終期限日は、実際のAGMの日から1か月以内である、2021年6月30日です。

備考

- すべての文書および確認書類は、DBD e-Registration(確認書類の場合)およびDBD e-Filing(その他のすべての文書の場合)を通じてオンラインで提出されなければなりません。

- AGMは、2020年4月19日に施行された「電子的方法による会議に関する緊急勅令B.E.2563」に基づき、ビデオ会議または電子会議(e-Meeting)により実施できます。法律に規定された手続に従い開催される電子会議は、物理的な会議と同様の効果を持ちます。

2021年5月3日付DBD告示(外国法人向け)

本通知は、タイ国外の法令に基づき設立されタイ国内で事業を行うパートナーシップ、ジョイント・ベンチャーおよび法人が、財務諸表を提出する期限日を2021年6月30日まで延長可能と認めました。ただし、適用には、以下の条件が求められます。

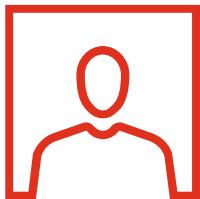
- 2020年12月31日に終了する会計期間である。
- DBD e-Filingを通じて提出される。

備考:

- すべての書類はDBD e-Filingを通じてオンラインで提出される必要があります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Vunnipa Ruamrangsri
Kampanat Chonsawad
Napassorn Lertussavavivat

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

加藤 夏樹
(0 2844 1268/Mobile:06 5936 6202)
natsuki.k.kato@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

松永 大輔
(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)
daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平
(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)
yohei.a.kimura@pwc.com

原 垣記子
(0 2844 2125/Mobile: 08 02739102)
akiko.hara@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。